

監第 25 号

令和 6 年 10 月 1 日

殿

岐阜県警察本部長



令和 6 年 9 月 13 日付け名古屋高等裁判所の判決（令和 4 年（ネ）第 287 号）については、上告又は上告受理申立てを行わないことといたしました。

また、同判決別紙 1 「物件目録 1」記載 (4) の情報は、令和 6 年 10 月 1 日に抹消しました。

なお、岐阜県警察においては、上記の旨を令和 6 年 10 月 2 日午後 4 時に広報いたしますことを御承知おきください。